



# 青森県報

第二千百七号

平成十四年十二月二日(月曜日)

## 目次

### 告 示

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課) ……三

県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……四  
換地計画の決定……………(同) ……四

### 出先機関

土地改良区の役員就任及び退任……………(中農林水産地方事務所) ……四

### 公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………(企画課) ……五

### 正 誤

平成十三年十一月十六日定例告示中……………(道路課) ……六  
平成四年三月十三日定例公安委員会中……………(警察本部企画課) ……六

## 告 示

青森県告示第六百十七号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十四年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十四年十二月二日

青森県知事 木村 守 男

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度(ヘクタール)
中村川、笹内川	水源かん養保安林	一七六・九八
岩木川下流	"	六五・三六
岩木川上流	"	一、一〇二・九三
平川	"	五五二・四八
浅瀬石川	"	六七七・〇二
今別川、蟹田川	"	二五四・七一
青森地区	"	五九九・六六
下北東部	"	七四・四九

奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川、笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九六・四〇	一・一四	六八・五一	二三・四四	一四〇・〇二	一四九・三八	一八・一〇	一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	三〇四・九五	一六二・五一	一三七・二〇	九四五・二八	六七八・九一	五九二・二三	二一・〇〇	六三・〇九

〃	〃	〃	〃	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡百石町	三沢市	〃 横浜町	〃 六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡市浦村	西津軽郡木造町	新井田川	馬淵川下流
〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃
六九・二〇	〇・八二	〇・六〇	〇・八〇	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・二〇	六・二〇	六・一四	〇・〇四	九六・一七

東津軽郡三厩村	青森市	北津軽郡中里町	上北郡百石町	十和田市	三沢市	〃 上北町	〃 七戸町	〃 横浜町	〃 六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	〃 金木町	〃 鶴田町	北津軽郡市浦村	五所川原市	〃 木造町
〃	〃	千害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・〇八	一・七六	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・三〇	三・二八	一五・八八	〇・〇二	五五・二〇

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

公 告

南部地区	津軽地区	〃 福地村	〃 三戸町	三戸郡階上町	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	〃 七戸町	上北郡東北町	〃 脇野沢村	〃 川内町	下北郡大間町	〃 平内町
〃	保健保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八六・〇四	一五五・五八	八・八六	七・九五	三・九四	四八・二八	三・二六	二・七四	二・九四	〇・三八	五・〇二	二五・九四	三・六〇	〇・九〇

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十二月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあつた年月日

平成十四年十一月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森ITSクラブ

三 代表者の氏名

阿部 一能

四 主たる事務所の所在地

青森市新町二丁目二の一

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県における道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上などを図るために、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システム（Intelligent Transport Systems 以下ITS）について調査・研究し、県民に対して普及・啓発を図るとともに、ITS関連事業を実施することを通じ、県民の生活向上並びに経済、産業の発展に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、甲田地区の県営土地改良事業（かんがい排水事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十二月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年十二月三日から平成十五年一月七日まで

三 縦覧の場所

東北町役場

上北町役場

天間林村役場

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、中沢長科地区の県営土地改良事業に係る中沢工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十二月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年十二月三日から平成十五年一月七日まで

三 縦覧の場所

蓬田村役場

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、弘前市和徳土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条

第十七項の規定により公告する。

平成十四年十二月二日

中南地方農林水産事務所長 小野 祐 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
監 事	齊藤嘉四郎	弘前市大字清野袋一丁目五の二	平成一四・九・〇就任
"	鹿内 臣久	大字百田字岡本二八	"
"	阿保 勇	大字撫牛子二丁目一の七	"
"	齊藤嘉四郎	大字清野袋一丁目五の二	一四・九・九退任
"	中田 長雄	大字百田字宮崎一八	"
"	阿保 勇	大字撫牛子二丁目一の七	"

### 公 安 委 員 会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

青森県公安委員会規則第十六号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

一 東部交番 一 青森市大字平新田字池上一番地一二二

を 東部交番 青森市大字平新田字池上一番地一二二  
に 新城交番 青森市大字新城字平岡一七四番地三三五

に 北園交番 十和田市西十一番町五〇番二九号

を 東交番 十和田市東二十二番町二三番三四号

に改める。  
別表第二中

を 青森警察署 新城警察官駐在所 青森市大字新城字平岡一七七番地一  
に 青森警察署 浜館警察官駐在所 青森市大字浜館一丁目五番地四六

に 新和警察官駐在所 弘前市大字青女子字桜刈二九六番地

を 新和警察官駐在所 弘前市大字種市字小島六七番地

に 柏警察官駐在所 西津軽郡柏村大字桑野木田字八幡一二三番地二

を 柏警察官駐在所 西津軽郡柏村大字上古川字幾山三三一番

に 柏警察官駐在所 西津軽郡柏村大字上古川字幾山三三一番

平成十四年十二月三日 第四八二号	発行年月日 発行番号	公安委員会規則	区分	第二号	番号	六	ページ	下段	段	九	二	行	行	字柵久保	誤	字柵久保	正
---------------------	---------------	---------	----	-----	----	---	-----	----	---	---	---	---	---	------	---	------	---

警察本部企画課

平成十四年十二月三日 第一九四八号	発行年月日 発行番号	告示	区分	第六二四号	番号	四	ページ	表中	行	西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢一三三の七六から 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢一三三の七八まで	誤	西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢一三三の七六から 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢一三三の七八まで	正	西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原一三三の七六から 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原一三三の七八まで
----------------------	---------------	----	----	-------	----	---	-----	----	---	--	---	--	---	--

道 路 課

正 誤

に、  
 一 洞内警察官駐在所 一 和田市大字洞内字杉ノ沢六三番地一一  
 を  
 一 洞内警察官駐在所 一 和田市大字洞内字長根九六番地一  
 一 地四

に改める。  
 附 則  
 この規則は、平成十四年十二月十三日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中洞内警察官駐在所に係る部分については平成十四年十一月十五日から、別表第二の改正規定中柏警察官駐在所に係る部分については平成十四年十一月十八日から、別表第二の改正規定中新和警察官駐在所に係る部分については平成十四年十二月四日から、別表第一の改正規定中新城交番を加える部分及び別表第二の改正規定中新城警察官駐在所を削る部分については平成十四年十二月十二日から適用する。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭